

匝瑳市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則（案）

匝瑳市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年匝瑳市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、匝瑳市立中学校第3学年の生徒に係る給食費は無料とし、納入を要しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第5条第4項の規定は、令和7年4月分以後の給食費の額の決定について適用し、同年3月分までの給食費の額の決定については、なお従前の例による。

(参考)

匝瑳市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第4条 略 (給食費) 第5条 略 2・3 略 <u>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、匝瑳市立中学校第3学年の生徒に係る給食費は無料とし、納入を要しない。</u> 以下 略	第1条～第4条 略 (給食費) 第5条 略 2・3 略 以下 略